

京 都 大 学 数 理 解 析 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 数理解析研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 所長は、数理解析研究所の所務を掌理する。</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 所長の任期は、<u>2年とする。</u>ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>所長は、再任されることができる。ただし、引き続き再任される場合の任期は、1年とする。</u></p> <p>5 所長は、数理解析研究所の所務を掌理する。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>